

加西市監査公表第1号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成23年4月4日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成23年5月30日

加西市監査委員 小 谷 融

第1 請求の要旨

平成23年4月4日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

加西市長は、平成22年4月24日（土）開催の加西市長杯ゴルフ大会（以下、「本件大会」という。）へ参加しているが、当該行為は加西市（以下、「市」という。）の業務とは関係なく、公務と言えない。したがって、次の経費の支出は違法・不当である。

- ① 市長交際費から支出した本件大会への参加費（15,075円）（別紙「交際費支払証明書」参照）
- ② 市長交際費から支出した本件大会参加に際して持参した手土産代（2,600円、1,600円）
- ③ 本件大会参加にあたり公用車を利用したことによる公用車運転職員への時間外勤務手当

第2 請求の受理

平成23年4月4日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、同日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査の実施方法

（1）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成23年4月20日に、追加書類の提出及び陳述の機会を与えた。

（2）監査対象部局

本件措置請求は、市長交際費の支出が違法又は不当であるとしていることから、監査対象部局を経営戦略室秘書課とし、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

（3）調査の方法

請求人から添付された事実証明書、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の照合及び平成23年4月20日に関係職員等からの事情聴取を行った。

2 監査の期間

平成23年4月4日から平成23年5月27日まで

第4 監査の結果

請求について監査した結果、次の事実が確認された。

本件大会は、次のことを目的に、平成21年から、加西市内の各ゴルフ場が輪番で主催・運営し、市が後援という役割分担で開催をすることとなったものである。その際、特産品の広告を兼ねて、賞品となる特産品を市で用意することとした。

- ① 景気低迷が続くなか、加西市内各業界の関係者が一堂に会することにより関係者間の連携強化と商談の機会を設けること。
- ② 加西市内各業界の関係者から市政への意見を汲み取ること。
- ③ 本件大会への参加を市外在住者にも呼びかけ、市外からのゴルフ場利用を促し、加西市経済の活性化につなげること。
- ④ 賞品として提供する加西の特産品の広告を行うこと。

第5 判断

1 市長交際費の必要性とその支出基準

交際費は、法232条第1項「普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」に基づき、地方自治法施行規則第15条第2項別記で定める「交際費」から支出する経費である。行政事例（昭和28年7月1日）では、交際費とは「一般的には対外的に活動する普通地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」とされている。

市長交際費の必要性及びその範囲については、平成元年9月5日最高裁判例では、「その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものでなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とされるものであっても、それが、地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容すると解されるのが相当である。」とされている。また、平成15年3月19日横浜地裁判決では、交際費としての支出の適否に関する判断基準については、「①職務との関連性有無、②支出先の団体等の性格、③支出対象となる行事等の性格などを総合的に判断すべきである。」とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、市長交際費は、その支出に伴う交際が社会通念上儀礼の範囲内のものであれば、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とするものであっても、財務会計法上違法とはならない。また、その支出金額の判断にあたっては、個々事例毎に、目的、内容、会場、人数、出席者の社会的地位、立場を検討し社会通念上の妥当性を勘案する必要がある。

2 本件大会への経費支出についての検討

本件大会は、上記第4監査の結果のとおり、各業界との情報・意見交換や意思疎通を通じて加西市経済の活性化及び市政の円滑な運営を図る目的もって行われたものである。したがって、加西市長の本件大会への参加は、社会通念上、妥当性を欠いたものとはいえない。

また、本件大会の商品である手土産についても、加西市の特産品を広告するためのものであり、社会通念上儀礼の範囲内のものである。

第6 結論

以上のことから、市長交際費から支出した本件大会への参加費・土産代及び公用車運転職員への時間外勤務手当の支出は違法又は不当とはいえない。したがって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要性を認めない。

(別紙) 市長交際費支払証明書 (抜粋)

年	月	日	内 容	支出額
22	4	24	手土産 (2名・加西インターカントリークラブ他)	2,600
22	4	24	手土産 (2名・加西インターカントリークラブ他)	1,600
22	4	24	参加費 (加西市長杯ゴルフ大会)	15,075